

学校備品の貸し出しについて

- 1 学校備品とは、学校で教材・教具として使用する物品及び学校公務・事務等、業務遂行に必要な物品を示します。学校で購入した場合だけではなく、他団体・個人等から寄贈されたものでも、学校財産として位置づけられた物品は学校備品とみなします。学校備品の貸し出しは、原則として行いません。
- 2 特別の事情（①日本文化の紹介を現地校で行う時。②P.T.A.が団体として使用する時。③その他、内容によって貸与が妥当と判断された時。）がある場合は、学校事務所にご連絡下さい。校長が許可した場合のみ貸し出しをします。ただし、当該学年または担当者の了解をとるため、即答しかねる場合がありますのでご了承願います。
- 3 校長が許可した後、申込者は「物品借用申請書」P48（様式P-13）に必要事項を記入の上、事務所に提出してください。
- 4 紛失、または破損した場合には、実費または同等のものを弁償していただきます。
- 5 申込者（借り手）は、本校に在籍している園児、児童または生徒の保護者に限ります。